

事務連絡  
平成30年6月28日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当部長 殿  
(各地方整備局等経由)

水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付  
流域下水道計画調整官

### 下水再生水等の活用の推進について

下水道は都市内の汚水、雨水を集約しており、その処理水（下水再生水）や雨水を用途に応じた水資源として活用することにより、健全な水循環の維持、回復や資源の有効活用に貢献することができます。また、渡良瀬川流域や吉野川流域など近年、取水制限が行われた地域では渇水問題が顕在化しており、下水再生水の活用が期待されていると考えられます。

このため、下記に注意の上、下水再生水等の一層の活用を推進していただくようお願いします。  
各都道府県においては、貴管内の下水道事業を実施している市町村（政令市を除く）に対して、この旨周知方よろしくお願いします。

### 記

1. 「下水処理水の再利用水質基準等マニュアル」を踏まえ、下水再生水や雨水利用の積極的な活用に努めること。この際、多くの関係者及び市民への広報に努めるとともに、下水再生水等の水質及び水質に応じた利用用途などの利用上の注意について適切に周知されるよう十分に配慮すること。
2. 特に近年、取水制限が行われている地域等では、より一層、下水再生水の供給等に努めること。その際、実際に渇水が発生してから対応するのではなく、日頃から関係者と情報を共有し、下水再生水の供給可能箇所や供給方法等に関する積極的な周知を図ること。また、平成29年に国土交通省が公表した「渇水時等における下水再生水利用事例集」を参考に、下記の点についても留意の上、既存の再生水の場内利用設備の一般への開放などできるだけ短期間で対応可能な暫定的な再生水供給方法についても検討すること。

- ・場内の安全の確保（場内交通、取水時の転落防止等）
- ・取水者・取水量等の記録
- ・取水ポンプや電源の確保（場内にはない場合は取水者が自ら持参する旨を通知）
- ・再生水水質、用途の目安の提示、飲用不可であることを明示
- ・取水時や再生水利用時の事故等の責任の明確化
- ・既存の協定等(河川維持用水等)に抵触しないことの確認
- ・恒常的に再生水の供給を行う場合は吐口調書等の事業計画の変更が必要

3. 現在下水再生水の供給等が可能な施設について、添付資料（昨年度報告資料）に追加・変更があれば期限までに報告すること。また渇水対策として下水再生水の供給等を行った場合は、実施状況の写真や供給先等の情報（可能であれば供給量を含む）を随時報告すること。（いずれも報告は地方整備局等を経由すること）

報告先：下水道部 流域管理官付 伊勢（ise-t2n6@mlit.go.jp）

供給可能施設の追加変更の提出期限：平成30年7月6日（金） 15時まで

以上

(参考)

■下水処理水の再利用水質基準等マニュアル

<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/04/040422/05.pdf>

■渇水時等における下水再生水利用事例集

[http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo\\_sewerage\\_tk\\_000529.html](http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000529.html)



市民への配布（給水施設の設置）



道路・公園等の樹木等への散水



工事現場等の清掃用水



農業用水



消火用水